

## 交野市下水道排水設備指定工事店の指定申請について ※令和8年4月1日更新

交野市下水道排水設備指定工事店の指定には、次の指定要件があれば指定を受けることができます。指定を受けようとする方は、下記の必要書類を提出して下さい。

### 1. 交野市下水道排水設備指定工事店の指定要件

指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるとき。

- ① 大阪府内に営業所がある者であること。
- ② 営業所ごとに、府協会により責任技術者として登録を受けた者を選任していること。
- ③ 排水設備等の新設等の工事に必要な機械器具を有する者であること。
- ④ 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 指定工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
  - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - エ 交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者
  - オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

### 2. 交野市下水道排水設備指定工事店の指定申請に必要な書類

下水道排水設備指定工事店指定申請書（新規・更新）（様式第1号）に以下の書類を添付してください。

（添付書類）

- ① 代表者の身分証明書（身元証明書） ※本籍地のある市町村役場で取得
- ② 代表者の住民票の写し（本籍記載）
- ③ 定款又は寄附行為の写し及び商業登記事項証明書 ※法人のみ
- ④ 誓約書（様式第2号）
- ⑤ 経歴書（様式第3号） ※代表者のもの
- ⑥ 営業所の平面図及び付近見取図（様式第4号） ※営業所の写真を添付
- ⑦ 選任責任技術者名簿（新規・変更・更新）（様式第5号）

※大阪府下水道協会より交付を受けた責任技術者証の両面の写しを添付

- ⑧ 工事用機械器具等目録（様式第6号） ※機械器具の写真等を添付

（注） 住民票の写しについては、住民票の写しのコピーではありません。また、住民票記載事項証明書でもありません。

3. 新規、更新の手数料については、令和5年4月1日から10,000円となっております。

#### 4. 有効期間

指定の有効期間は、指定を受けた日から当該指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの期間とする。

(例) ①令和8年11月7日指定の場合 令和8年11月7日～令和13年3月31日

②令和10年10月8日指定の場合 令和10年10月8日～令和15年3月31日

申請について不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

提出先 〒576-0033 交野市私市2丁目24番1号  
交野市上下水道部下水道課（上下水道部2階）  
TEL 072-896-8815